



弁護士法人デイト法律事務所は、労務、ビジネス関連のニュースや当事務所の近況などを、ニュースレターとして不定期にお送りさせていただいております。四季折々のお手紙としてご理解いただき、当事務所の近況やご挨拶のほか、企業法務に携わる方に少しでもお役に立てる情報となれば幸いです。

今月の内容

- 顧問先企業専用窓口開設のお知らせ
- 歩行者の過失?
- ZIPからの取材
- セミナー情報

●顧問先企業専用窓口開設のお知らせ

先月のタイムズでもご紹介したとおり、当事務所は東京オフィスを開設いたしました。



【オフィス所在地】093-513-6161

東京都渋谷区桜丘町26-1セルリアンタワー15階

オフィスも増え、顧問先企業様からも多くのお問い合わせを頂戴しておりますので、このたび、当事務所は顧問先企業専用の窓口を設置させていただきます。

1. 新規の法律相談について

【顧問先担当秘書への直通ダイヤル】

電話:0570-0783-71(オヤナミ・ナイ)

電話対応時間:平日9時より21時

E-mail:komon@daylight-law.jp

上記は、顧問先担当秘書への直通となっております。顧問先企業様におかれましては、お気軽にご活用ください。

お問い合わせの際、ご相談の簡単な内容(分野など)をお伝えいただければ、担当秘書が企業法務部の弁護士と調整いたします。

2. ご相談の方法について

顧問先企業様は、以下のいずれかのご相談方法をお選びいただくことが可能です。

【1】電話相談

→そのまま専門分野の弁護士へお繋ぎ致します。

(不在の場合は、折り返し対応致します。)

【2】オンライン相談の場合

利用可能な接続方法:以下からお選びいただけます。

Zoom、GoogleMeet、LINE、Microsoft Teams、Skype、facetime

→当事務所の準備等がありますので、予約制になります。そのままお電話にて日程の調整をさせていただきます。

【3】来所相談

→予約制になります。そのままお電話にて日程の調整をさせていただきます。

3. 継続案件のお問い合わせ

ご相談中・ご依頼中など、担当弁護士が決まっている案件については、その弁護士まで直接ご連絡ください。

ご質問等ございましたら、お気軽にご連絡ください。

弁護士法人デイト法律事務所

福岡オフィス	福岡市博多区博多駅前 2-1-1 福岡朝日ビル 7F
北九州オフィス	北九州市小倉北区浅野 2-12-21 SSビル 7・8F
東京オフィス	東京都渋谷区桜丘町 26-1 セルリアンタワー 15F
ハワイオフィス	GROUP DAYLIGHT LAW FIRM, LLLC 1750 Kalakaua #403, Honolulu, HI 96826



この記事についてのお問い合わせは西村までお気軽にどうぞ。



●歩行者の過失？

12月に入り、日が沈む時間が早くなり、暗くなる時間帯が増えていきます。コロナウイルスの第8波の影響があるとはいえ、行動制限は現時点ではありませんので、今後はクリスマスや忘年会などのイベントで人手も増えるでしょう。

こうした状況の中で、冬場はどうしても歩行者の交通事故が増える季節です。

交通事故で、人対車と聞くと、だいたい車の方が悪いというイメージをお持ちの方も多いのではないのでしょうか？

こうしたイメージはあながち間違っていないかもしれません。

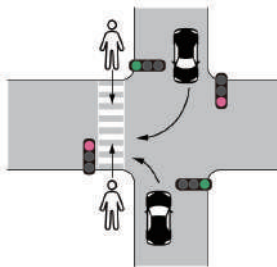
歩行者は車に比べて交通弱者です。

車社会となって、交通事故が増え、人がけがをすることが社会問題として出てきた中で道路交通法という法律でルールを決めてきたという経緯があります。

しかしながら、歩行者だからといって、必ず車の方が悪いかというとそうではありません。歩行者の方が自動車よりも過失が大きくなるケースというのもあるのです。

以下では、主な事故の類型に応じて、歩行者の過失について解説していきます。

1 歩行者 青、横断歩道 / 車 青、右左折



まず、歩行者も車も信号が青の事故の場合、車が右折か左折をしようとして横断歩道を歩いていた歩行者とぶつかるということがあります。

このケースでの歩行者の過失は、原則0となります。

2 歩行者 黄色、横断歩道 / 車 青、右左折

次に、歩行者が黄色で交差点の横断歩道に入った場合、もともと青信号で交差点に入って右左折した車とぶつかったというケースをみていきます。

この場合、青信号で横断歩道をわたったケースと比べて、歩行者には過失が認められてしまいます。

この過失割合ですが、原則30%となります。したがって、歩行者:車=3:7となります。

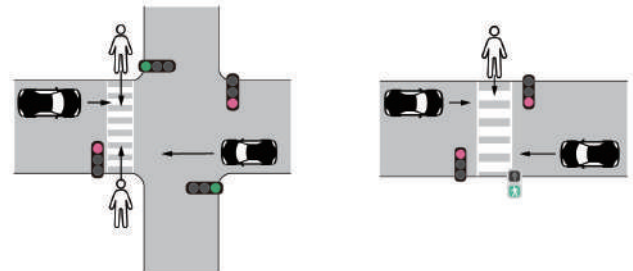
3 歩行者 赤、横断歩道 / 車 青、右左折

さらに、歩行者が赤信号で横断歩道に入った場合、もともと青信号で交差点に入って右左折した車とぶつかったケースでは、黄色の場合に比べてさらに歩行者の過失は大きくなります。

具体的には原則50%となります。

したがって、歩行者:車=5:5となるのです。なお、車が青矢印で交差点に入ったケースも含まれます。

4 歩行者 青、横断歩道 / 車 赤、直進



次に、車が直進のケースをみていきます。歩行者が青信号で横断歩道を渡っていて、赤信号で直進してきた車とぶつかったケースでは、歩行者には過失はありません。0となります。信号無視をしているのが車なので、当然といえるでしょう。

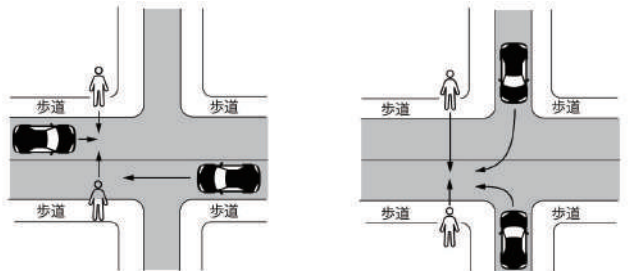
5 歩行者 赤、横断歩道 / 車 青、直進

それでは、信号の色が逆で、歩行者が赤信号、車が青信号の直進の場合にはどのようなになるでしょう。

信号無視をしているのは歩行者の方になりますので、歩行者には過失があることは皆様もイメージしやすいかと思います。

具体的にどの程度の過失になるかという、原則70%となります。つまり、歩行者:車=70:30となるのです。このように、歩行者側の過失が車より大きくなることもあるのです。

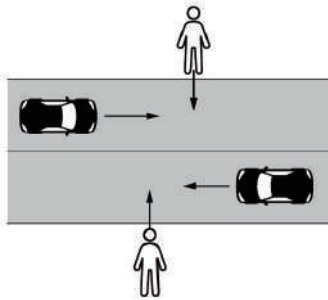
6 歩行者 横断歩道なしの交差点 / 車 直進



信号機、横断歩道のない交差点で、歩行者が横断しているところに直進してきた車とぶつかったという事故の場合にも歩行者には一定の過失が問われます。幹線道路のような自動車の交通量が多く、道幅も広い道路の場合には、歩行者が20%、道幅が狭い所の場合には、歩行者が10%の過失となるのが原則です。



7 歩行者 横断歩道なし / 車 直進



6のケースと同じく、横断歩道のない道路で、交差点ではないところを横断していた歩行者に直進してきた車がぶつかったというケースの場合には、原則20%の過失が歩行者にあるということになっています。したがって、歩行者:車=2:8となります。

・歩行者の過失がプラスされるケース

これまで解説してきた歩行者の過失については、原則的な割合で適宜具体的な事故の状況に応じて修正がなされます。歩行者の過失がプラスされる方向で修正される主な項目は以下のとおりです。

夜間 日没後の事故の場合

幹線道路

直前直後横断 車の直前・直後で横断をした場合

そのほかにも最近では歩きスマホや大音量でイヤホンをつけてクラクションが聞こえないような状態で歩いている姿を見かけることがあります。

こうした歩きスマホや大音量でのイヤホンといったケースも過失割合がプラスされる可能性があります。歩きスマホは特に視界が大幅に狭くなり、事故にあう確率が非常に高くなります。ついついスマホを触りがちになりますが、気をつけるようにしましょう。

・歩行者の過失がマイナスされるケース

逆に歩行者の過失がマイナスされる主な項目は以下のとおりです。

住宅街・商店街

歩行者が多くいることが予想される場所

児童・高齢者

幼児・身体障害者等

集団横断

自動車の著しい過失 スピード違反など

歩車道の区別がない道路

・歩行者で過失のあるケースの問題点

歩行者に一定の過失が認められるケースの場合には、以下のような問題が生じます。

1 相手の自動車の修理代の処理

自動車同士の事故の場合では、任意保険に加入していれば、相手の自動車の修理代について、保険で支払いを行うことが可能です。この場合、保険の等級が3等級下がるため、保険を使用して対応するか、自分の修理代の請求と相殺処理をするかを検討して選択することができます。

しかしながら、歩行者の場合、相手の自動車の修理代を支払う対物保険は使用できません。そうすると、個人賠償責任保険といった自動車保険以外の他の保険に入っていなければ、相手の自動車の修理代の請求を受ける可能性があります。

もちろん、歩行者の場合でも身につけていた服やバッグ、携帯電話などの物の損害(物損)が生じることもあり、相殺により処理できることもあります。しかしながら、歩行者の物損よりも自動車の修理代の方が高くなることの方が多いため、歩行者の過失が一定程度あると歩行者が手出しをしなければならないということも起こり得るのです。

2 相手の保険会社が治療費を立て替えてくれない

歩行者で交通事故にあうと、生身の身体で鉄の塊である車と衝突するためけがをするケースがほとんどです。このときに多くのケースでは、相手の保険会社が当面は治療費の立て替えをしてくれます。この対応のことを一括対応といいます。

したがって、歩行者の方は病院に通っても支払いはいしなくすみ、その費用は保険会社が直接病院に支払ってくれるという流れになります。

しかしながら、歩行者の過失が大きいケースでは、こうした一括対応をしてくれないことが起こります。過失割合が50%以上だと一括対応を断られる可能性が高くなります。

そうすると、歩行者の方でけがの治療代を病院に行くたびに支払わなければならないようになります。

この場合、歩行者が普段乗る自動車についている人身傷害保険という保険があれば、自分の自動車保険会社から支払いをしてもらえることがあります。車に乗っていない歩行者のケースだと自分の自動車保険を使うという発想になりづらいので、覚えておくとい良いでしょう。

人身傷害保険がないケースでは、自分で治療費などを支払った上で、相手の自賠責保険へ被害者請求という請求を起こすという流れになります。

この被害者請求というのは、必要な書類も多くあり、自分で行う



のは非常に面倒です。専門家である弁護士に依頼すれば、手続のサポートを受けることが可能ですので、是非ご相談ください。

●交通事故で困ったら弁護士に相談

今回は冬場に多くなる歩行者の事故について解説しましたが、交通事故にあった場合には、けがの治療はもちろん、収入の減少や慰謝料、後遺症のこと、過失割合といった様々なことが問題になります。交通事故で少しでも困りごとがあった場合には、早めに弁護士まで相談してください。

<https://www.daylight-law.jp/accident/hajimete/>

●編集後記～ZIPからの取材～

先ほどご紹介した歩行者の過失については、日本テレビのZIPという朝の番組から取材を受けました。

取材の問い合わせを放送前日にいただき、ZOOMで担当の方とお話をさせていただきました。

取材の内容は、水トアナウンサーが担当される特集コーナーで放送されました。



放送後に反響も頂戴しております。今後もお役に立てるよう情報発信をまいります。

●セミナー情報

オンライン

セミナー情報

参加費無料

くわしくはWEBを御覧ください→

<https://www.daylight-law.jp/138/>



企業向け・ハラスメント対応セミナー

弁護士が教える、セクハラ・パワハラ問題への対応方法

講師 弁護士 宮崎 晃

日時 2022年12月15日(木) 11:00～12:00

視聴方法 オンライン (Zoom ウェビナー)

参加料 無料 定員:100名(先着順となります。)

顧問先企業は優先的にご招待します。

<https://www.daylight-law.jp/138/20221215/>

整骨院・接骨院向け

適切な施術費用の確保と保険会社への対応方法

講師 弁護士 鈴木 啓太

日時 2022年12月17日(土) 17:00～18:30

視聴方法 オンライン (Zoom ウェビナー)

参加料 無料 定員:50名(先着順となります。)

顧問先整骨院・接骨院は優先的にご招待します。

<https://www.daylight-law.jp/138/20221217/>

※転記フリー※

このニュースレターは転記フリーです。

役に立つと思ったら、転記していただいて結構です。

今回の記事に関するお問い合わせはこちらまで
弁護士 西村 裕一 電話番号: 093-513-6161
e-mail: info@daylight-law.jp

デイライト法律事務所には、各分野に強い弁護士が複数在籍しております。
お困りのことがありましたらぜひご相談ください。

 企業法務 / 労働問題	 離婚・男女問題	 相続 / 事業承継	 交通事故 / 人身障害	 刑事 / 企業犯罪	 破産再生
-----------------	-------------	---------------	-----------------	---------------	----------

ご予約専用フリーダイヤル **0120-783-645**

24時間 365日 電話受付